

Ⅲ. 推進体制

Ⅲ．推進体制

本計画の掲げる施策を推進していくためには、町及び町民等がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら展開していくことが重要です。

計画の推進にあたっては、以下の体制を構築し、計画の実効性の確保を図ります。

1．町民等との連携

男女共同参画社会の主体は町民等であることから、行政機関のみならず、町民等がそれぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければいけません。そのため、町民等との協働により各施策の推進を図ります。

また、町民等の責務を明らかにし、協働により男女共同参画社会を実現していくため、令和4年〈2022年〉4月1日施行予定の「南風原町男女共同参画推進条例」について広報・啓発を行い、町と町民等が一体となって男女共同参画を推進するように図ります。

2．男女共同参画推進会議との連携

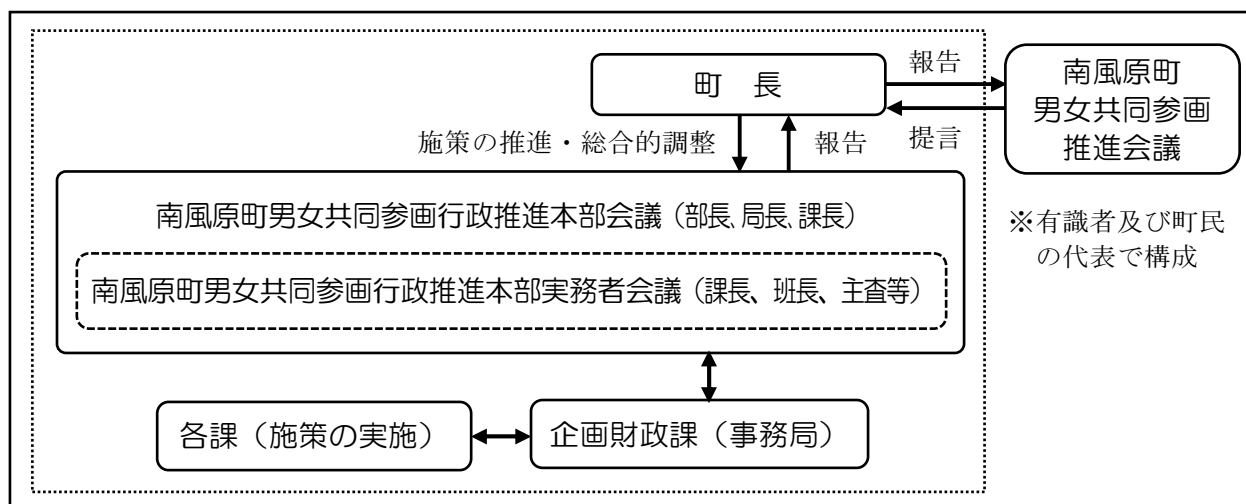
計画の推進にあたっては、有識者及び町民で構成された「南風原町男女共同参画推進会議」で、毎年度、進捗状況を的確に把握し、点検・評価していくとともに、施策・事業の実施状況を踏まえ、より効果的な取組方策の検討を行います。

3．庁内推進体制の充実・強化

本計画を推進するためには、職員全てが男女共同参画の意識を持つことが必要です。そのため、職員研修をはじめ様々な意識啓発の機会を設け、本計画に位置付けた施策を男女共同参画の視点のもと、実施していきます。

また、庁内の推進体制として設置された「南風原町男女共同参画行政推進本部会議」を定期的開催し、施策や事業を効果的に推進します。

【男女共同参画推進会議と庁内推進体制との関係】



4. 関係機関等との連携強化

男女共同参画社会の形成に向け、沖縄県をはじめ、県内市町村、学校など、関係機関等との連携を強化していく必要があります。学校における男女共同参画や多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会に関する教育・学習、事業所等でのワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点での働き方改善、DV防止や発生後の早期対応など、様々な分野で関係機関等との連携が必要です。また、沖縄県男女共同参画センター“ているる”については、男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点として、男女共同参画に関する研修・講座の開催、各種情報の収集・提供、団体等の活動の場の提供、相談機能等を有していることから、本町の男女共同参画を推進する上でも連携強化が必要です。

そのため、関係機関等との連携強化や広域的な協力体制のもと、男女共同参画社会の実現に取り組めます。